

【背景】

- ・ 本県で策定する計画等について、策定の趣旨や目的、施策指標等が重複または類似する計画等を整理
- ・ 地域保健医療計画については、厚生労働省令和5年3月31日付け事務連絡が発出され、政策的に関連が深く一体のものとして策定して差し支えない計画の一つに予防計画を例示

地域保健医療計画の第2章第5節「感染症医療」に予防計画を統合

■統合による変更点

- 「1 目指すべき姿」、「2 現状と課題」、「4 指標」を追記
※予防計画本文は、「3 課題解決に向けた主な取組」として地域保健医療計画に統合
- 表記の統一

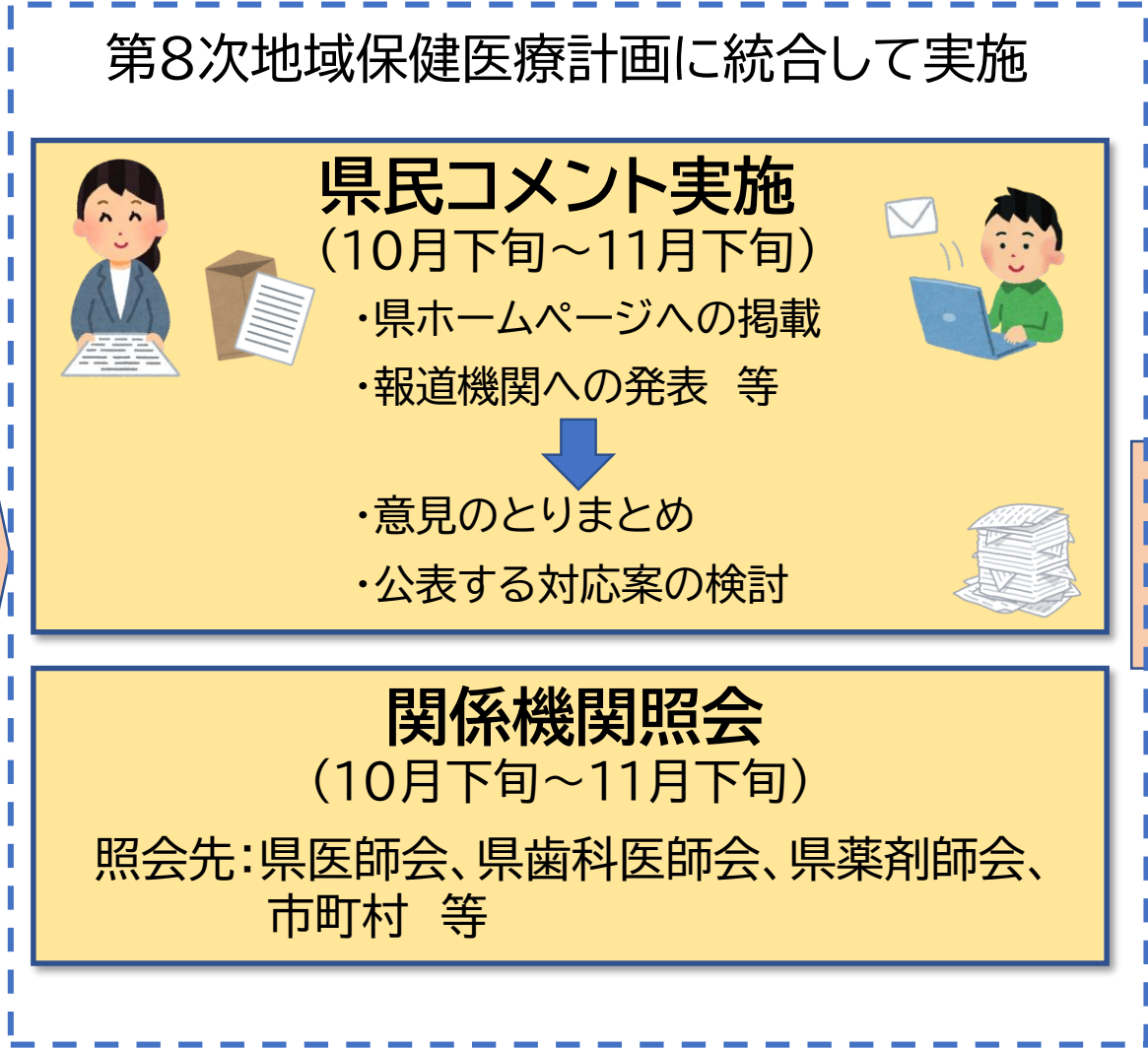
■統合による改定手続きの変更点

- 連携協議会・対策推進部会と並行して、地域保健医療計画の一部として、同計画の策定スキームの中で議論(ex.医療審議会の審議、県民コメントの実施等)

施策の体系案(抜粋)

- 第3部 医療の推進
 - 第2章 事業ごとの医療提供体制の整備
 - 第1節 救急医療
 - 第2節 災害時医療
 - 第3節 周産期医療
 - 第4節 小児医療
 - 第5節 感染症医療 ← 「予防計画」

県民コメントの流れ



対策推進部会④
(10月11日)

↓

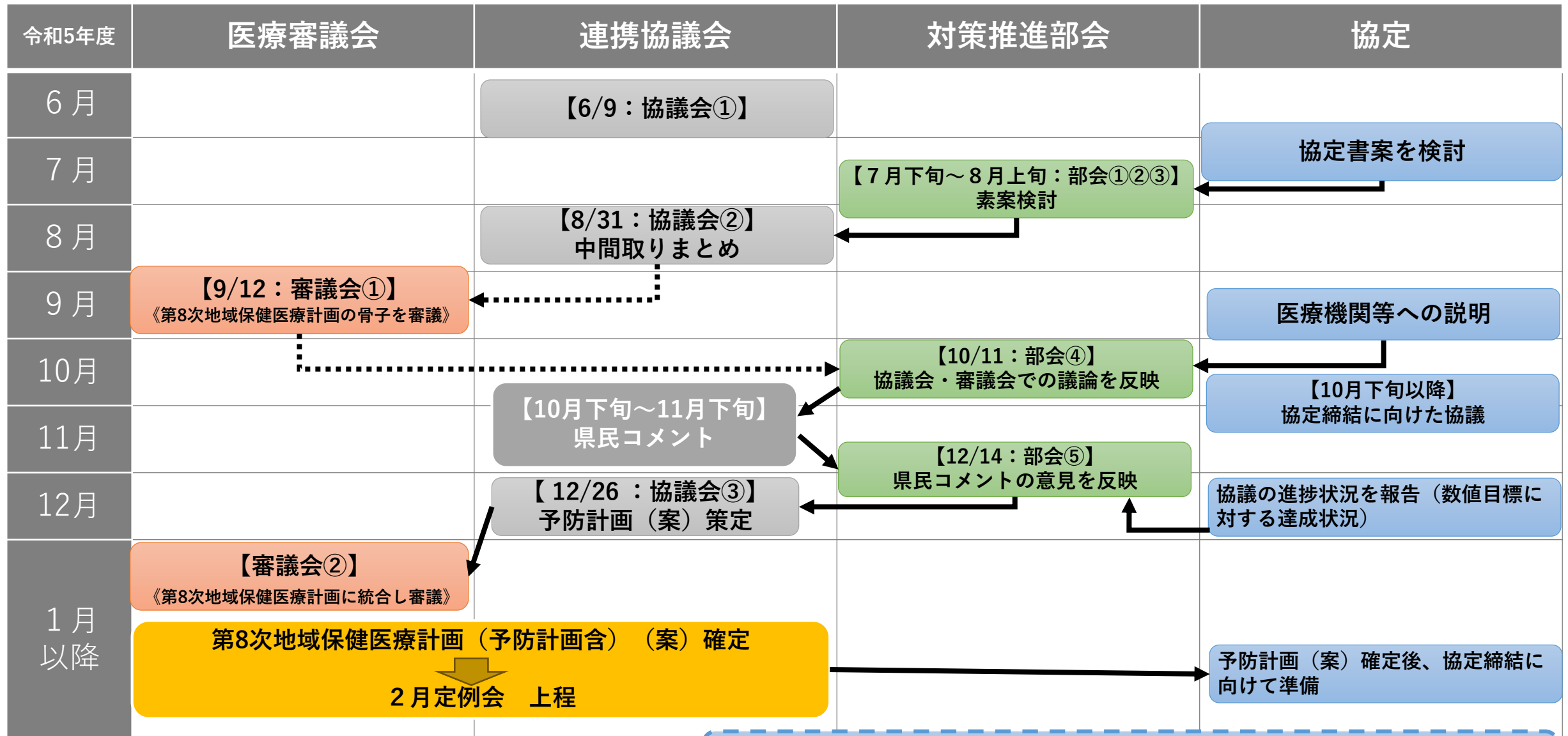
計画案(県民コメント用)
決定

対策推進部会⑤
(12月14日)

連携協議会③
(12月26日)

※県民コメント結果公表

改定スケジュール



- ・ 目標達成に向け、令和6年度以降も引き続き協定締結の協議
- ・ 令和6年度以降、連携協議会で数値目標の達成状況の進捗を確認（年1回）